

近代日本史料選書

1₂

真崎甚三郎日記

昭和十年三月～昭和十一年三月

伊藤隆 佐々木隆 季武嘉也 照沼康孝 編

山川出版社

近代日本史料選書 1-2

真崎甚三郎日記

昭和十年三月～昭和十一年三月

定価 3000 円

1981年 6 月20日 印刷

1981年 7 月 1 日 発行

編者一伊藤 隆・佐々木 隆

季武嘉也・照沼康孝

発行者一野澤繁二

印刷一明和印刷 製本一山田製本印刷

発行所 山 川 出 版 社

〒101 東京都千代田区内神田1-13-13

電話(293)8131(代) 振替 東京2-43993

凡 例

- 一 復刻に当っては、なるべく原形を尊重した。但し、適宜句読点・濁点を付し、明らかな誤字・脱字は傍註で示した。誤用慣用は史料通りとした。
- 一 一 また、字体は原則的に新字を使用した。
- 一 校訂者の註記は「〔 〕」で示した。
- 一 原日記の表紙の記載（例…備忘録八 自昭和十年三月十三日 至同年五月八日）は省略した。
- 一 昭和十年八月十九日以降の日記には、欄外に訪問者の名を記してあるが、文中に訪問者の名が記していない場合のみ、文頭に人名を補った。

解題

真崎基三郎日記

27

昭和十年

三月

30

四月

59

五月

86

六月

116

七月

141

八月

177

九月

210

十月

213

十一月

274

十二月

305

昭和十一年

一月

338

二月

363

三月

365

主要登場人物

解 題

本巻には、前巻につづいて昭和10年3月1日から翌11年3月末日まで一年一ヶ月にわたる分を収めた。天皇機関説問題、士官学校事件、真崎教育総監罷免問題、相沢事件、二・二六事件を含むこの時期の日記が「真崎甚三郎日記」全体の中でも、最も緊迫した内容をもっていることはいうまでもない。

以下、本書に含まれている主要な問題と、それに関連する他の諸史料について略述して解題とする。

真崎の基本的枠組

真崎がこれ以前の時期からの諸問題・諸対立の根本にあるのが思想の対立であると考えていたことは、日記の随所に述べられている。ではその基本的対立を真崎はどこに見出していたのであろうか。真崎は10年8月31日に許丙に向って「日本ニ於テハ現状維持派ト革新ノ争ヒ未ダ決定セズ。先般予ニ関スルコトモ其ノ現ハレノ一端ナリ」と述べているが、基本的には、「現状維持」対「革新」の対立とみていたのである。「現状維持」派は元老・重臣・政界・財界であり、宇垣およびそれにつらなる一派もその一味と目されていた。これに対する「革新」派は真崎らの陸軍の皇道派であり、加藤に代表される海軍のグループであり、平沼に代表される勢力であった。陸軍内の対立、即ち「皇道派」と「統制派」の対立の根本も「国軍統制ノ根本精神即尊氏思想カ正成思想カノ問題」としてとらえられ（10年7月19日）、これは前述の対立とほぼ重なるものとしてとらえられているようである。ちなみに「統正派」ないし「統制派」の用語が数回用いられているが、初見はこの日のようである。永田鉄山と関連づけて後者が語られる場合には、しばしば前述の「現状維持」派と関連づけられている。また永田や「統制派」は「ファッショ」「国家社会主義」として語られ、それに対し「日本主義」が対置されている。真崎はまた「正邪順逆」「黒白」という言葉を用いている。正・順・白が「革新」「日本主義」であり、邪・逆・黒が「現状維持」「ファッショ」などであることはいうまでもないが、その後者が前者をおさえ、圧迫しているところに今日の日本の行詰りと危機があり、そこに前者の後者に対する正義の戦いの必要と必然性があるというのが真崎の時局を見る基本的な視点であった。

なお、こうした視点で混乱する一つは旧皇道派の分裂という事態であり、林や川島に対する評価はたえず動揺

せざるを得ないのである。また、この分裂がはっきりした段階で、後述のように橋本欣五郎・建川美次らとの提携問題がおこってくるが、彼らをも含めて「革新」派（彼らが真崎のいう「日本主義」派であるかどうかに疑問をもちながらも）としてくり、統制派・皇道派を問わず「有識者」の団結という形で了解しようとしている（11年1月9日・11日・27日など）。

以下に述べる諸問題についての真崎の基本的視点は、上述のようなものと見てよいであろう。

天皇機関説問題

本巻の時期全体を通ずる大問題が、天皇機関説問題である（憲法問題、美濃部問題、機関問題などとも表記されている）。周知のように、この問題の発端となったのは、10年2月18日の貴族院における菊池武夫の質問であった。すでに前巻の10年2月26日条にみられるように、平沼騏一郎とこの問題について話し合いをするなど、前述のように陸軍部内の対立を思想Ⅱ国体認識の対立とする真崎にとって、当初から重大な問題としてとらえられていたのである。

3月12日に林大臣から、美濃部説不承認、学説としても消滅を希望するが、他の諸関係上慎重に行動する旨の説明を受けた真崎は、軍内外の美濃部排撃の動きが活発化する以前に「決意表明」をするよう勧告をしている。そしてこれが実現されそうもないと見てか、真崎自身が教育総監として師団長会議の席上で、この問題についての断乎たる決意を表明する訓示を行う決意をしている。3月23日以降、この草案についての記述があらわれている。29日大臣とも相談し、平沼からの意見も徴して「学説ニ判決ヲ与フル如キ点ヲ緩和」し、さらに各方面からの意見を容れて、4月2日には真崎自身の表現によると「遂ニ骨抜キトナ」ったが、4月6日の会議で訓示を行った。この訓示は、玉沢光三郎検事執筆の「所謂『天皇機関説』を契機とする国体明徴運動」（『思想研究資料特輯』第七十二号、司法省刑事局）（『現代史資料』4に収録）に収められている（三八七―三八八頁）。

この訓示は各方面に大きな波紋をまきおこし、それがまた真崎に報ぜられ日記に記載されている。その一つは天皇からのものである。4月16日に本庄繁侍従武官長が来訪して天皇の疑懼を伝えている。この天皇の意は『本

『庄日記』4月9日に詳細な記述があり、同日記によると、4月19日本庄は天皇に真崎から聴取したところを言上している。この天皇との意見のくいちがいは、のちのちの天皇と真崎の悪い関係の要因をなしたものである。

4月24日にも、本庄は天皇の軍の出過ぎについての疑懼、科学の重要性についての意見を林と真崎に伝達している。この内容については『本庄日記』にさらに詳しく記述されているが、学説にまで深入りすべきでないというのが天皇の意志であった。『本庄日記』4月27日条にも同様の天皇の意見が記述されている。

もう一つは機関説反対派からの働きかけである。江藤源九郎が4月29日に来訪し、菊池武夫・井田馨楠・井上清純と四人で機関説問題について研究している旨を語ったが、このグループは以後さまざまな形で真崎に働きかけている。少しあとになるが、5月19日佐賀に帰京した真崎は質問に答えて、小林順一郎・菊池武夫らが「予ノ同僚タルコトヲ」はつきり認めている。

これよりさき5月15日にその小林順一郎が来訪し、原田熊雄が天皇の言として永田鉄山に働きかけ、その結果在郷軍人会が大臣にもちこんだ主張が軟化され、在郷軍人が憤慨していると報じた。これは『本庄日記』5月16日条と関連しており、14日に天皇のこの問題が一本喜徳郎らにおよぶかとの質問に、さることなかるべしと答えた本庄は直ちに林を訪ねて問い糺し、翌々16日にも天皇に在郷軍人会のパンフレットについて御下問を受け、本庄は橋本次官にその旨を伝達していたのである。真崎は天皇よりも、むしろこうした動きの背後に永田鉄山の影を見出している。

真崎は訓示の際にも述べたが、機関説に口先では反対しているが実際は機関説実現に努力しているものが少なくない」と述べており（4月20日など）、これは以後も繰返し述べられている。永田やあるいはその背後にあると考えられた南次郎らのことが念頭にあったのであろう。

5月6日に政友会の久原房之助が森伝とともに来訪し、12日には平野助九郎から、森伝が政友会に機関説問題で政府攻撃をするよう働きかけている旨報ぜられているが、真崎らと政友会の久原を中心とするグループとの間

に若干の連携のあったことがうかがわれる。しかし、これはそう深い関係ではなかったようである。

5月18日にいたって林大臣は、翌日の閣議に海相と協議の上、美濃部の処置や憲法解釈の明確化などの提案をすると語った（この問題については、本庄は早速天皇から御下問を受けている。『本庄日記』同日条）。しかしこの問題は閣内の抵抗で実現せず、6月29日に小林らと共に強硬派三六俱樂部系の志賀直方が、「去ル二十日大井〔成元〕大將ト陸相トノ問答ノ筆記」を持参して情況を説明している。この筆記は公表されたかどうかはつきりしないが、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」（『現代史資料』²³）の同日の項に、大井以下が大臣と面会し、天皇機関説問題に關し「主権は天皇に在り」との声明を総理にさせるか、できなければ陸海両相の声明を出しかつ上奏してほしいとの勧告があり、大臣からその研究を命ぜられた旨の記載がある（四〇八頁）。

7月2日の真崎・平沼会談で、平沼は国難脱出のための軍の結束のためには機関説問題が最良だとし、永田龍免などを述べたが、真崎は反対ではないが林の態度で困難であると答え、翌3日の軍事参議官会議で林大臣が、さきの提議が進展していないこと、大井らの進言中の上奏は熟考を要する旨を述べたのに対し、真崎は閣僚に輕視されている林では効果もなく、この「愚物」が大臣であることは極めて「危害大」だとの感想を記し、また7月8日には来訪した小林順一郎に対し、陸相を鞭撻しても無駄で、むしろ外部での運動こそが重要だと述べ、林に対する明白な批判的姿勢をみせている。

7月の真崎教育總監罷免（後述）ののち7月31日の軍事参議官会議で、林は政府の態度がまだ明らかでない旨を報告したが、8月3日に政府もついに国体明徴の声明を発するにいたった。真崎は「概ネ予ノ訓示ニ接近シアリ」と感じ、「予ノ喜ビハ他ノ窺ヒ知ル能ハザル所ナリ」と感想を記している。

しかし問題はこれで終結したわけではない（8月8日の平野の言参照）。8月24日菊池武夫・志賀直方が来て、在郷軍人会が政府の声明を乗り越えて一層強硬な声明を発表しようとするこゝへの援助を依頼している。翌々日の軍事参議官会議でこの問題が話題となり、真崎は林大臣の説明を不十分として発言し、さらに翌27日の在郷軍

人大会に出席し、その宣言が「吾人ノ意見ニ近爾^{〔似〕}」していると記している。

林に代わった川島義之新大臣から、9月6日に総理はこの問題を真面目に考えていると聞かされた真崎は、「狸〔首相を指している〕ハ上手ナリ」と述べ、また9月20日に橋本に「此ノ儘ニテ止ムベキニアラズ、更ニ明徴ヲ迫ルノ外ナカラン」と答え（29日古荘にも語っている）、政府に再声明を要求する方向をとっている。

10月3日小林順一郎から努力を要請された真崎は、5日の軍事参議官会議で、在郷軍人会の要求している線の内閣が再声明すること、機関説信奉者を官公吏から退かしめることを要求し、政府関係者が機関説反対者を犯罪者のように考えているのに対し憤起せざるを得ないと強硬な姿勢を示した（『本庄日記』にも記述がある）。この結果、陸海軍大臣から首相に再声明を申入れ、10月8日内閣としても受容れることとなった。これと関連して真崎は、10月9日川島陸相と会見し「再声明ハ余程蔽肅明瞭ノモノニアラザレバ寧ロナサバルニ如カズ、而テ本案ガ十分ニ納得出来ザルトキハ即チ辞表ヲタ、キツクル時機ナリ」と強硬姿勢を要望した。

この日、渡辺錠太郎教育総監が名古屋で機関説擁護論を説いたとの情報を得た真崎は、「彼コソ陸軍ノ統制ヲ紊ス者ニシテ制裁ヲ加フルノ要アラン」とし、以後真崎は反渡辺の運動を示唆し援助している（10月10日・14日、11月1日・25日、12月31日、11年1月9日・15日・21日・24日・31日、2月11日など）。

10月14日高柳常一（陸軍予備歩兵中佐）が、「昨日大井大將ト共ニ総理ト会見セシ状ヲ報」している。この時の会見筆記は、『一・二六事件秘録』（別巻）、四六一頁以下に収録されている「三六情報号外・天皇機関説問題に関し岡田海軍大將（首相）との懇談状況報告」がそれである。10月19日の大臣官邸での大將會でも、第二次声明をめぐって大井大將らが発言しているが、24日の参議官例会でも、大臣の報告はこの声明の結果の人事、つまり金森徳次郎・一木喜徳郎・清水澄ら機関説論者の処分問題にふれることをめぐっての問題であり、問題が新しい段階にはいったことを示している。

11月4・16日の大演習のための旅行の後も、真崎は森木・早淵といった青年将校とのつながりのある人物に機

関説問題での「猛進」を説き、12月14日にはのちに二・二六事件に参加した対馬中尉に対し「本問題ヲ理解セザル者ハ他ノ問題ヲ叫ブ資格ナシ」と言い切っており、以後も同趣旨の発言をしている。他方この前後から陸軍省・在郷軍人会本部が在郷軍人の運動に枠をはめているとの情報もはいつてきている。またこの頃から真崎は平沼らと国体明徴を前提とする建川陸軍大臣案を検討・推進しているが、この問題については後述する。

11年にはいつて、真崎は1月15日の参議官会議での川島大臣の態度を「国体明徴問題ハ既ニ打切リト考ヘアリ」と記し、自らは今後この問題を中心として進む姿勢をみせているが、以後相沢公判、そして二・二六事件と状況切迫の中で直接この問題にふれた記述はなくなる。

士官学校事件

教育総監としての真崎は、3月7日士官学校長の関係者処分案（軍法会議後退校）を大體了承しているが、その後永田軍務局長が教育総監部の要請で処理していると発言したことや、佐藤候補生と辻大尉らの双方を調べるべきだとする真崎の意見に林が曖昧な態度をとったことなど（3月12日）から、真崎は自分が「円満ノ解決ヲ希望」しているのに、それでは到底実現困難としている。真崎周辺でも荒木・平野らは退校処分反対で、山岡・松浦・山下・大谷らは賛成であった（3月15日・20日・21日・22日・24日）。こうした中で、21日に真崎は「一方ニ悪計画進ミアルト生徒ノ同情者増加トハ大ニ予シテ考ヘシムルニ至リ、今ヤ予ハ白紙ノ状態ニアリ」と松浦に告げるにいたっている。

3月24日森木が「誣告罪告訴者側ノ申出デントスル事項ヲ筆記シタルモノ」「村中ガ告訴状」を持参している。この後者は、2月7日に村中が獄中より提出して19日に受理された「片倉少佐辻大尉に対する告訴状中告訴理由」（『現代史資料』4、六一八—六一九頁に、のちに「肅軍に関する意見書」に附録として収められたものが収録されている）と関連したものであろう。この内容について、真崎は「何レモ事実ヲヨク記載シアリ」と記している。

しかし結局、3月29日真崎は閑院宮および大臣に生徒退校のやむなきを述べ、この日午後士官学校関係者を招

いて処分案を検討し、原案通り最終決定を行い、翌日命令に署名している。29日軍法会議の判決——「反乱陰謀罪ノ事実アルカノ如ク記シ、証拠不十分ノ為不起訴」——に驚いているが、「今更如何トモナス能ハズ」として、前述の如き処分を決している。処分決定についても、「現下ノ状況ニ於テハ已ヲ得ザル処分ナリ」と記している（4月1日）。

4月7日平野から受罰將校が「既定方針ノ実行意志ハ益々強固」と聞き、「告訴事件ニ向テハ益々猛進スルノ要アルコトヲ激励」している。しかし、11日には平野に向つて村中らが西田税らと行動を共にすることに強い警告を発している。西田らは警視庁と連絡しているというのが、真崎の西田らを警戒する理由であった（4月23日）。4月25日に「昨日村中ガ軍法会議ニ出頭陳述セシコト並ニ其内容ヲ筆記シタルモノ」を平野が持参し、翌26日には竹内賀久治と村中らの告訴について話し合い、「最早断乎トシテ進ム外ナシ」としている（4月30日、5月2日も参照）。村中は4月24日に「片倉少佐辻大尉に対する告訴追加」を提出しているのである（『現代史資料』4、六二九—六四八頁）。

5月9日竹内が「村中等ノ告発書」を持参、10日真崎は平野に「軍法会議ノ如何ニ拘ラズ、第二、第三段ノ準備ヲナシオクコトハ必要」と説いている。もともと真崎は村中らとの直接的接触は避けており（5月18日）、また村中らと西田の関係を切りはなすことができないことを気にしている（5月19日）。

6月22日に柳川が「誣告罪ニ対スル陸軍省ノ態度調査ノ意志ナキコト」を報じ、28日には処分將校に対する三十七期以降の青年將校の同情が軽視できぬくらい高まり憲兵隊が調査をしているとの情報もたらされている。7月3日の軍事参議官例会で、林大臣は「誣告罪ノ審理ハ未終了ナルモ非公式ニ得タル報告ニヨレバ本罪ハ成立セザル由ナリ」と報告、これに対し真崎は、双方共軍法会議に付せらるべきであったとし、憲兵と陸軍省のみで急に捜索を行ったことについて疑いを述べている。

7月8日平野から「村中等ハ明日三長官ヲ歴訪シ上申書ヲ呈出シ且ツ説明シ各軍事参議官ニハ速達ニテ送り全

國有志將校ニモ送附ス」との情報を得ている。恐らくこれに前にもふれた「肅軍に関する意見書」であろう（『現代史資料』4、六〇九頁以下に所収）。その後27日にいたって、森木から陸軍省がこれに対する処分案を研究している旨の情報がもたらされているが、7月31日の軍事参議官会議で、林大臣から村中・磯部の免官処分の手続きをとった旨の報告がなされている。「怪文書」の白眉といわれるこの「意見書」は、周知のように大きな影響を与え、この運動が二・二六事件の底流をなしたのである。

真崎総監罷免問題

上述の二つの問題を背景に、真崎の教育総監罷免問題が登場する。すでに10年3月11日に山岡が「次長が殿下ノ旨ヲ奉ジ、大臣ニ総監ヲ交代セシムルヲ可トセント申出デタル由大ニ臣ヨリ川島ニ語リタル由」の情報をもたらし、真崎は「真偽ハ明ナラザレドモ正成モ久シキ間反逆人トシテ扱ハレ、菅公モ不忠ノ臣トシテ扱ハレタルコトアリ、世ノ變遷期ニハ已ヲ得ザル現象ナルベキモ、何時カハ誠意天聴ニ達スルトキモアラン」とその感慨を記している。13日に川島自身から聞いているが、「差当リ致シ方ナシ」としている。

この問題はしばらく表面化していない。5月にはいつて八月異動をめぐる大臣との話合いなどしているが、真崎自身の問題は出ていない。6月25日に平野が望月圭介からの情報として、「閑院宮殿下ガ陛下ト懇談遊バサレ陸軍ノ統一ニ乗出サレ真崎ガ惡ヒト仰セラレタ」と伝えてきているが、真崎は「アリ得ベカラザルノミナラズ、予ハ却テ清々ス」と答えている。6月30日に小畑敏四郎が「人事ニ於テ予等ノ予想スル最惡ノ場合ヲ呈スルトキハ断然戦フベシ」との意見を出し、荒木から閑院宮に言上させると述べている。この結果であろうが、7月2日荒木は真崎に、閑院宮に対し種々説明の上「今回ノ異動ニ於テ現状維持ヲ最モ可ナリ」とする意見を言上した旨報じている（7日も参照）。

7月8日森伝が、南らの画策で閑院宮の意見として「今回ノ異動ニヨリ予及柳川、山岡、小畑、秦等ヲ罷免スベク決定シアリ」との情報をもたらし、真崎は事実であろうが実行は「容易ナルモノニアラズ」と答えている。

二日後の7月10日林大臣と会見したところ「人事ニ関シ大体ニ於テ噂通りナル故予ハ驚ケリ」というわけであったが、真崎は「大義名分ノ問題故斃ル迄争フト断言」して、はっきり対決の姿勢を示したのであった。

真崎は早速この日、平沼・荒木・加藤に状況を報じて意見を求めている。これに対し加藤は「自重」を勧め、また平沼からも「比ノ方ヲ弱勢ト信ジ隠忍スベキ意見」が伝えられる状態であった。他方永田らと対抗するため、森木をして「証拠物件ノ集蒐」^(一)を頼み、また柳川の所持する証拠書類を写すよう命じている。

翌7月11日閑院宮に拝謁し、軍内抗争が「思想ノ争ニシテ大義名分論者ニ対スル大義名分侵犯者ノ對抗」であつて、「此ノ際一歩誤レバ天地逆マニナル恐」れがあり、「黑白ヲ明ニシタル后斃レ度シ」と言上している。この日大臣から明日中に三長官会議を聞く旨通知があつたが、この日は断つてゐる。この日また牟田口廉也に対し、①真崎が殿下並びに大臣にはつきり態度を表明すること、②陸相の単独上奏の恐れがあるから本庄武官長に連絡しておくこと、③荒木から殿下に意見を申し上げしめること、を伝え、鈴木貞一に「聖断ヲ仰グ際ニ奏上スベキ文案」の作成を依頼している。

翌7月12日に真崎の反対にもかかわらず三長官会議が開かれてゐる。林が「真崎ガ」党閥ノ主脳タルハ陸軍内ノ輿論ナリ」としたのに対し、真崎は「細論ニ入ルヲ避ケ……別紙ノ通り大体論ヲナシ」、自己および師団長以下の人事について留保をし、この日はそれで散会している。この別紙は日記には含まれていない。

この日真崎は荒木宅で小畑・鈴木・山岡らと会合し、次の三長官会議の前に大臣と談合して解決するよう決している。7月14日真崎は林大臣と談合したが（真崎は延期案）林の同意を得られず、菱刈大将を閑院宮に派遣して妥協の可能性を打診することに決した。この日真崎は副官に次の日の三長官会議で述べる意見書を清書させ、加藤・本庄に伝達し、翌日も「本日陳述事項ノコトヲ起草」している。

7月15日会議の前、林は他の人事要求を容れるから真崎の退官だけを認めよといひ、真崎はこれを一蹴している。開かれた三長官会議において、真崎は「別紙ニ保存シアル記事ニヨリ嚴肅ニ意見ヲ開陳」した。この別紙は

日記にはないが、この時に述べた意見は前述の12日に述べた意見とともに二・二六事件の際に押収されており、これによるものが『現代史資料』23に収録されている（四三八—四四一頁）し、また森伝所蔵の史料をもとにしている『二・二六事件秘録』(一)にも収められている（三—六頁）。

この中で真崎は「南大將及永田少將の策謀」（7月12日）と述べ、とりわけ「此統制を紊るに至りたる根本原因は、……三月事件に在りと雖も、近時其中心を為すものは永田少將なり」「同少將は所謂三月事件の中心人物にして、其証拠及証人は有り余れり」と述べている（7月15日）。ここで真崎が証拠と述べているのは、7月8日に柳川がもたらした「三月事件前後永田ガ起案シタル恐ロシキ隠謀計画」であつたと思われ、これによつて「予ノ決意ヲ堅クセリ」と真崎は日記に記している。ちなみに7月13日には、江藤が「永田ノ悪思想ノ証拠^物件トシテ池田純久ノ記セシ陸軍当局ノ非常時政策ナルモノ」を持参してきている。これは秦郁彦『軍ファシズム運動史』に収められている「陸軍当面の非常時政策」であり（二八六—二九一頁）、これはまた『二・二六事件秘録』（別巻）にも収められている（三六六—三七〇頁）。これは前者では昭和10年9月18日となつてゐるが、本日記の記述によつて、それが誤りであることがわかる。

また真崎は陳述の中で、「統制の要は一定の方針基準を以て或範圍外の者は之を排除し、其以内の者は之を包容するの外なかるべしと信ず」と述べている。これは恐らく別に述べる建川美次包容問題と関連するのである。さらに教育總監の地位について「陸軍大臣は上奏せる省部協議事項に基き、三長官の協議纏らざれば、人事の決定を為し得ざる所に統帥権の確立存するなり」としているが、真崎罷免後、真崎およびその周辺から統帥権干犯問題としてあつかわれた根本の考えがこれである。

さて結局三長官會議はまとまらず、林大臣は「単独上奏ナスコトニ決意」し、これに対し真崎は加藤・荒木と連絡をとりながらそれに対抗する上奏案の作成にとりかかつてゐる。この上奏文の内容、それがどうなつたのかははっきりしない。そして翌日辞令が伝達されてゐる。